

諮問庁：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

諮問日：令和2年10月9日（令和2年（独個）諮問第33号ないし同第37号）

答申日：令和3年9月6日（令和3年度（独個）答申第20号ないし同第24号）

事件名：本人に対して「誹謗中傷等を止めるように何度も求めた電子メール」等の不開示決定に関する件

本人に対する特定職員の特定の発言を裏付ける根拠等の不開示決定に関する件

本人に係る「保有個人情報の訂正をする旨の決定をするに当たっての調査結果を記す文書」等の不開示決定に関する件

本人に対して「誹謗中傷等を止めるように何度も求めた電子メール」の不開示決定に関する件

本人に対する特定職員の特定の発言の根拠等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書5に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく各開示請求に対し、令和2年7月6日付け2高障求発第137号、同月22日付け同第159号、同年8月5日付け同第177号、同年7月28日付け同第164号及び同月30日付け同第167号により独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分5」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 原処分1

(ア) 理由

開示手続きにおいて以下の疑義が解決されていない（中略）。

(イ) 疑義

- a 「補正依頼書 2 高障求発第 9 4 号 令和 2 年 6 月 8 日」において以下の疑義があるのでそれらについて理由説明しろ。
- (a) 審査請求人は保有個人情報開示請求書（14 回目）1 1 において「（中略）電子メール」を開示請求しているがその存否が明らかにされていないのでそれを明らかにせよ（行政不服審査法（以下「審査法」という。）34 条）。仮に「不存在」であればその事由も答えろ（「個人情報保護法開示請求等の事務処理要領」（以下「事務処理要領」という。）第 3-4-(2)-ロ-②）。（中略）
- (b) （中略）まず障害者台帳は「本人からの申告，関係機関（ハローワーク，学校，福祉施設，病院等）からの情報提供」に基づき作成されているはずなので「虚偽ではない根拠」はそれらになるのでそれらを開示しなければならない。（中略）
- (c) ないし (e) 略
- b 「納付依頼書 2 高障求発第 1 1 0 号 令和 2 年 6 月 1 9 日」において以下の疑義があるのでそれらについて理由説明しろ。
- 納付件数が 5 件になっているがその内訳は何か？またそれらに「相互に密接な関連」（事務処理要領第 5-1）を認めているのか？認めている場合は何れか？認めていない場合はその事由を答えろ（審査法 34 条及び 36 条）。
- c 「延長通知書 2 高障求発第 4 7 号 令和 2 年 5 月 7 日」において以下の疑義があるのでそれらについて理由説明しろ。
- (a) 開示手続は本来であれば 30 日以内に済ませなければならないが（法 19 条 1 項）済ませていないので違法である。（中略）
- (b) 開示手続を違法に延長したのは何故か（審査法 36 条）？（中略）
- (c) 仮に延長できるとしてもその期限は 30 日以内と法定されているにも関わらず（法 19 条 2 項）（中略）それを超える期限を設定しているのでこれも違法である。（中略）
- (d) （中略）自ら設定した期限を自ら遵守していないのでこれも違法である。（中略）

(ウ) 要求

審査法に基づき以下の諸事項を要求する。

- a 31 条 1 項 口頭意見陳述を要求する。
- b 33 条 原処分を裏付ける書類等の証拠提出を要求する。

- c 34条 前述において論述したとおり要求する。
- d 35条1項 同上。
- e 36条 同上。
- f 37条1項 審理手続の計画的遂行を要求する。
- g 38条1項 前述した33条に基づき証拠提出された書類等の
閲覧及び交付を要求する。

(以下略)

イ 原処分2

(ア) 理由

- a 情報提供書（2高障求発第135号 令和2年7月6日）にお
いて以下の疑義があるのでそれらについて理由説明しろ（審査
法34条）。
- bないし f 略
- g 先ず応接記録は事務処理要領第1-1-(3)に基づき作成す
ると規定されているので不存在はあり得ない。
- h 略
- i (中略) 以上を踏まえて以下を要求する。
 - (a) 審査法33条に基づき(中略)証拠提出を要求する。
 - (b) 同法34条に基づき(中略)陳述を要求する。(中略)
 - (c) 同法36条に基づき(中略)質問を要求する。(中略)
- j 略

(イ) 要求

審査法に基づき以下の諸事項を要求する。

- a 31条1項
口頭意見陳述を要求する。
- b 33条
前述(ア)のとおりである。
- c 34条
同上。
- d 35条1項
(中略) 検証を要求する。
- e 36条
前述(ア)のとおりである。
- f 38条1項
前述33条に基づき証拠提出された書類等の閲覧及び交付を要
求する。

(以下略)

ウ 原処分3

(ア) 理由

a ないし e 略

f 更に納付依頼書（2高障求発第161号 令和2年7月28日）においても疑義がある。（中略）納付件数を「2件」と書いているがその内訳は何か？またそれらに「相互に密接な関連」（事務処理要領第5-1）があればその内訳も答えろ（審査法34条及び36条）。（中略）

(イ) 要求

審査法に基づき以下の諸事項を要求する。

a 31条1項

口頭意見陳述を要求する。

b 33条

開示請求対象文書である「調査結果」及び「評価した行為の有無，評価に用いられたデータ等」の証拠提出を要求する。一方でそれらが不存在であればそれを認める。（中略）

c 34条

前述（ア）のとおりである。

d 35条1項

（中略）検証を要求する。

e 36条

前述（ア）のとおりである。

f 38条1項

前述33条に基づき証拠提出された書類等の閲覧及び交付を要求する。ただしそれらが存在する場合に限る。

（以下略）

エ 原処分4

(ア) 理由

a 開示請求対象文書は（中略）「誹謗中傷等を止めるように何度も求めた電子メール」である。（中略）

b 審査請求人は当該メールを一通も受信していないのでそれは最初から「不存在」であり（中略）。

c ないし g 略

(イ) 要求

審査法に基づき以下の諸事項を要求する。

a 31条1項

口頭意見陳述を要求する。

b 33条

開示請求対象文書である「誹謗中傷等を止めるように何度も

求めた電子メール」を証拠提出しろ。

c 34条

開示請求対象文書である「誹謗中傷等を止めるように何度も求めた電子メール」の日付及び件名を答えろ。「不存在」であればそれを認めろ。

d 36条

開示請求対象文書である「誹謗中傷等を止めるように何度も求めた電子メール」の日付及び件名を答えろ。「不存在」であればそれを認めろ。

e 38条1項

前述33条に基づき証拠提出された電子メールの閲覧及び交付を要求する。

(以下略)

オ 原処分5

(ア) 理由

a 情報提供書(2高障求発第144号 令和2年7月13日)において以下の疑義があるのでそれらについて理由説明しろ(審査法34条)

b ないし f 略

g (中略) 納付件数を「10件」と書いているがその内訳は何か? またそれらに「相互に密接な関連」(事務処理要領第5-1)があればその内訳も答えろ(審査法34条及び36条)。

(中略)

(イ) 要求

審査法に基づき以下の諸事項を要求する。

a 31条1項

口頭意見陳述を要求する。

b 34条

前述(ア)のとおりである。

c 35条1項

(中略) 検証を要求する。

d 36条

前述(ア)のとおりである。

(以下略)

(2) 意見書(原処分共通)

ア 略

イ 機構が理由説明書(下記第3。以下同じ。)に書いている内容は審査請求人が提出した開示請求書を受理してから決定通知書を交付する

までの経緯のみであり審査請求人が審査請求書において呈した疑義について何一つ理由説明しておらずこれでは理由説明書としての体裁を全く満たしていない。したがって審査法29条3項1号に違反していることは明らかである。

ウ及びエ 略

オ (中略) 理由説明しないことは違法であるので改めてそれを要求する(審査法34条)。

カ及びキ 略

(以下略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分1

令和2年3月31日付け(受付日同年4月8日)審査請求人から法の規定に基づく5件の保有個人情報の開示請求があり、これに対し機構は、同年5月7日付け高障求発第47号「開示決定等の期限の延長について(通知)」により、期限の延長を通知した。

令和2年6月8日付け2高障求発第94号「保有個人情報開示請求書に係る補正について(依頼)」(以下「求補正文書1」という。)により補正を依頼したところ、期日までに回答がなかったことから補正の意思がないものとして件数を特定し、同年6月19日付け2高障求発第110号「保有個人情報開示請求に係る開示請求手数料の納付について(依頼)」により納付依頼を行った。

期日までに手数料の納付がなかったことから、開示請求手数料の未納による形式上の不備により、法18条2項の規定に基づき令和2年7月6日付け2高障求発第137号「保有個人情報の開示をしない旨の決定について(通知)」により不開示決定とした原処分1は妥当である。

2 原処分2

令和2年6月17日付け(受付日同月23日)審査請求人から法の規定に基づく12件の保有個人情報の開示請求があり、これに対し機構は、同年7月6日付け2高障求発第135号「保有個人情報開示請求書について(情報提供)」(以下「情報提供文書1」という。)により、取り消しの意思を確認するために情報提供を行った。

審査請求人から期日までに取り消しの申出がなく、令和2年7月16日付け2高障求発第148号「保有個人情報開示請求に係る開示請求手数料の納付について(依頼)」により納付依頼を行ったところ、期日までに手数料の納付がなかったことから、開示請求手数料の未納による形式上の不備により、法18条2項の規定に基づき同月22日付け2高障求発第159号「保有個人情報の開示をしない旨の決定について(通知)」により不開示決定とした原処分2は妥当である。

3 原処分3

令和2年6月28日付け（受付日同年7月3日）審査請求人から法の規定に基づく2件の保有個人情報の開示請求があり、これに対し機構は、同年7月14日付け2高障求発第146号「保有個人情報開示請求書に係る補正について」（以下「求補正文書2」という。）により補正を依頼したところ、期日までに回答がなかったことから補正の意思がないものとして件数を特定し、同月28日付け2高障求発第161号「保有個人情報開示請求に係る開示請求手数料の納付について（依頼）」により納付依頼を行った。

期日までに手数料の納付がなかったことから、開示請求手数料の未納による形式上の不備により、法18条2項の規定に基づき令和2年8月5日付け2高障求発第177号「保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」により不開示決定とした原処分3は妥当である。

4 原処分4

令和2年6月28日付け（受付日同年7月3日）審査請求人から法の規定に基づく1件の保有個人情報の開示請求があり、これに対し機構は、同年7月14日付け2高障求発第147号「保有個人情報開示請求に係る開示請求手数料の納付について（依頼）」により納付依頼を行った。

期日までに手数料の納付がなかったことから、開示請求手数料の未納による形式上の不備により、法18条2項の規定に基づき令和2年7月28日付け2高障求発第164号「保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」により不開示決定とした原処分4は妥当である。

5 原処分5

令和2年6月28日付け（受付日同年7月3日）審査請求人から法の規定に基づく25件の保有個人情報の開示請求があり、これに対し機構は、同年7月13日付け2高障求発第144号「保有個人情報開示請求書について（情報提供）」（以下「情報提供文書2」という。）により、取り消しの意思を確認するために情報提供を行った。

審査請求人から期日までに取り消しの申出がなく、令和2年7月21日付け2高障求発第157号「保有個人情報開示請求に係る開示請求手数料の納付について（依頼）」により納付依頼を行ったところ、期日までに手数料の納付がなされず、開示請求手数料の未納による形式上の不備により、法18条2項の規定に基づき同月30日付け2高障求発第167号「保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」により不開示決定とした原処分5は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和2年10月9日 諮問の受理（令和2年（独個）諮問第33号ないし同第37号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年11月9日 審査請求人から意見書及び資料を收受（同上）
- ④ 令和3年7月14日 審議（同上）
- ⑤ 同年8月31日 令和2年（独個）諮問第33号ないし同第37号の併合及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、開示請求者（審査請求人）に対し、各開示請求に必要な手数料の納付を求めたものの、納付期限までにこれが納付されなかったことから、開示請求に形式上の不備（開示請求手数料の未納）があるとして、不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し確認させたところによると、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

ア 開示請求手数料について

(ア) 開示請求をする者は、法26条1項において、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならないとされ、その手数料の額については、同条2項により、実費の範囲内において、かつ、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律26条1項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定めることとされている。

(イ) これを受けて、機構では、事務処理要領（平成17年3月29日要領第22号）において、開示請求手数料を、保有個人情報が記録されている法人文書1件につき300円と定めた上で、ただし書として、「一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書又は相互に密接な関連を有する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を1通の開示請求書で行う場合には、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなすものとする」としている。

また、その納付の方法については、機構の個人情報保護窓口（企画部情報公開広報課）における現金納付、又は、個人情報保護窓口が指定する銀行口座への振込のいずれかの方法によることとしてい

る。

なお、開示請求手数料が納付された場合には、機構において受領したことを示すため、実務上、開示請求書の所定の欄に、「領収済」印を押印し、納付額と納付日を記載することとしている。

イ 本件開示請求の補正の経緯について

(ア) 開示請求者（審査請求人）から、開示請求手数料が未納のまま、本件対象保有個人情報の各開示請求が行われた。

(イ) 処分庁は、本件各開示請求を受けて、開示請求者に対して、以下のとおり補正依頼及び情報提供を行った。

a 原処分1（求補正文書1）

文書1は、不存在又は既に開示実施済みの文書であるが、当該文書の開示請求を続ける場合、開示請求手数料が発生するため、開示請求を取りやめる場合は、期日までに当該文書の記載を二重線又は斜線で取り消し、その上に訂正印を押印していただきたいこと。

b 原処分2（情報提供文書1）

文書2は、過去に審査請求人に対し送付した文書又は既に開示実施済みの文書であるが、当該文書の開示請求を続ける場合、開示請求手数料が発生するため、開示請求を取りやめる場合は、期日までに「保有個人情報開示請求書取消申出書」を送付いただきたいこと。

c 原処分3（求補正文書2）

文書3は、過去に審査請求人に対し送付した「保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）」の別紙であり、開示請求を取りやめる場合は、期日までに当該文書の記載を二重線又は斜線で取り消し、その上に訂正印を押印していただきたいこと。

d 原処分4

文書4は、保有個人情報開示請求書により特定できたことから、補正依頼及び情報提供は行っていない。

e 原処分5（情報提供文書2）

文書5は、過去に審査請求人に対し送付した文書又は既に開示実施済みの文書若しくは不存在の文書であるが、当該文書の開示請求を続ける場合、開示請求手数料が発生するため、開示請求を取りやめる場合は、期日までに「保有個人情報開示請求書取消申出書」を送付いただきたいこと。

(ウ) 上記（イ）の各求補正文書及び各情報提供文書に対して、期日までに開示請求者から回答がなく、また文書4については求補正及び情報提供の必要がなかったことから、処分庁は、原処分ごとに「保

有個人情報開示請求に係る開示請求手数料の納付について（依頼）」（以下「納付依頼文書」という。）により、開示請求手数料を納付（銀行振込）するよう依頼した。

（エ）各求補正文書，各情報提供文書及び各納付依頼文書に対して，開示請求者からは回答がなく，納付期限までに開示請求手数料が納付されなかったことから，開示請求手数料納付の意思はないものと判断する以外になく，開示請求手数料の未納による形式上の不備を理由として不開示の原処分を行った。

（２）以下，検討する。

ア 当審査会において本件各開示請求書を確認したところ，機構が開示請求手数料を受領したことを示す押印並びに納付額及び納付日の記載のいずれも書面上に認めることはできず，本件開示請求について，審査請求人からは，機構に対し開示請求手数料が納付されなかったと認められる。

イ 諮問庁は，各求補正文書，各情報提供文書及び各納付依頼文書に対して，審査請求人から回答がなかった旨説明するところ，これを否定するに足りる事情は認められず，処分庁が，審査請求人に開示請求手数料納付の意思はないものと判断したことは，不合理であるとはいえない。

ウ 以上のことから，本件各開示請求については，開示請求手数料の未納という形式上の不備があったと認められ，不開示とした原処分は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

（１）審査請求人は，審査法 31 条，33 条，34 条，35 条 1 項，36 条，37 条 1 項及び 38 条 1 項に基づく対応を求める旨主張するが，法 42 条 2 項は，「開示決定等（中略）に係る審査請求」について審査法 2 章 3 節（28 条ないし 42 条）等の規定は適用しない旨を定めていることから，原処分に審査法の当該規定の適用はなく，審査請求人の主張を採用することはできない。

（２）審査請求人は，その他種々主張するが，当審査会の判断を左右するものではない。

4 付言

原処分 2，原処分 3 及び原処分 5 における保有個人情報不開示決定通知書の「開示請求に係る保有個人情報の名称等」欄には，「（中略）外計 12 件」，「（中略）外計 2 件」，「（中略）外計 25 件」と，特定した保有個人情報の一部のみの名称が記載され，その余の保有個人情報の名称が省略されており，原処分でいかなる保有個人情報が特定されたのか明確とはいえない。

本来，特段の支障がない限り，開示決定等通知書には，特定した保有個人情報
の名称等を具体的に記載すべきであり，処分庁においては，今後，
この点に留意して適切に対応されたい。

5 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報につき，開示請求に形式上の不備
があるとして不開示とした各決定については，開示請求に開示請求手数料
の未納という形式上の不備があると認められるので，不開示としたこと
は妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之，委員 泉本小夜子，委員 磯部 哲

別紙 本件対象保有個人情報記録された法人文書

1 文書1

- (1) 誹謗中傷等を止めるように何度も求めた電子メール
- (2) 特定職員が作成した障害者台帳が虚偽ではない根拠
- (3) 特定課長が「適切」と答えているのでそれを裏付ける根拠
- (4) 虐待について特定課長が「確認した」と答えている根拠
- (5) (4)の記録について特定課長は「作成された」と答えているのでそれを裏付けるファイル管理簿

2 文書2

「1(1) 特定職員が「パンを食べるから偏食ではない」と発言する根拠」
外 計12件

3 文書3

「保有個人情報の訂正をする旨の決定をするに当たっての調査結果を記す法人文書」 外 計2件

4 文書4

「誹謗中傷等を止める様に何度も求めた電子メール」 1件

5 文書5

「特定職員が「パンを食べるから偏食ではない」と発言した根拠」 外
計25件